

### 新庁舎の規模

新庁舎の延床面積については、起債許可標準面積算定基準、新営一般庁舎面積算定基準に基づく面積の算定、現状及び類似自治体庁舎例などを参考値として、適正な規模を設定する。

#### 1. 現庁舎の延床面積

本庁舎及び支所・出張所を除く庁舎の床面積は以下のとおりである。

尚、車庫、庁舎外の資材倉庫は含まれていない。

表 1 現庁舎の延床面積内訳

	本庁舎	ふれあいセンター	本庁舎以外 (支所・出張所を除く)			計		
			教育委員会	環境課	上下水道課			
① 職員数	116人	33人	42人	19人	6人	17人	191人	
<b>庁舎床面積 (㎡)</b>								
② 事務室	特別職	58		21	21			79
	事務職	1,036	243	335	126	60	149	1,614
	小計	1,094	243	356	147	60	149	1,693
③ 倉庫・書庫	518	28	234	181	10	43	780	
④ 会議室・洗面所・便所等	348	353	237	84	50	103	938	
⑤ 玄関通路等	675	250	322	156	48	118	1,247	
⑥ 議場・議会諸室	309	0	0	0	0	0	309	
⑦ 宿直室	30	0	0	0	0	0	30	
⑧ 町民ホール	123	0	0	0	0	0	123	
⑨ 機械室	16	0	0	0	0	0	16	
⑩ 防災無線室	23	0	0	0	0	0	23	
⑪ 電算機室	60	0	0	0	0	0	60	
⑫ 合計	3,196	874	1,149	568	168	413	5,219	
一人当たり面積: ⑫÷①	27.6	26.5	27.4	29.9	28.0	24.3	27.3	

※本庁舎以外は、他機能と複合した施設なので、④玄関通路等の面積は(②+③+④)×40%とした。

#### 2. 新庁舎延床面積の算定

平成 23 年度に廃止となった総務省の起債許可標準面積算定基準により算定した面積は下記のとおりである。

尚、この算定基準に含まれない施設・諸室については、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準を用いて算定した。

表2 起債許可標準面積算定表

		区分	人数	換算係数	換算人数	単位面積	算出面積(m <sup>2</sup> )	
(A) 総務省地方債 算定基準 (H23廃止) による施設面積	事務室	特別職	3	12.0	36.0	4.5	162.00	
		課長	19	2.5	47.5		213.75	
		係長	40	1.8	72.0		324.00	
		一般職員	115	1.0	115.0		517.50	
		製図者	14	1.7	23.8		107.10	
		小計	191		294.3		1324.35 …①	
		倉庫	事務室面積の13%					172.17 …②
		会議室・便所・洗面所等	職員数 191人 × 7m <sup>2</sup>					1337.00 …③
		玄関・通路等	(①+②+③) × 40%					1133.41
		議場及び議会諸室	議員数 16人 × 35m <sup>2</sup>					560.00
							<b>4526.93 …④</b>	
(A)の計算に 含まれない諸室 国土交通省 新営庁舎基準 により算定	宿直室(2人)	10m <sup>2</sup> /1人+3.3m <sup>2</sup> /1人					13.30 …⑤	
	機械室	冷暖房 (①+②+③+⑤) ≥ 2,000m <sup>2</sup>					157.00	
	電気室	冷暖房 (①+②+③+⑤) ≥ 2,000m <sup>2</sup>					78.00	
	自家発電機室						29.00	
	町民ホール	現状の床面積					123.00	
	防災無線室	現状の床面積					23.00	
	電算機室	現状の床面積					60.00	
							<b>483.30 …⑥</b>	
<b>合計 (④+⑥)</b>							<b>5010.23</b>	
職員1人当り延床面積： 5,010.23m <sup>2</sup> ÷ 191人							26.23 m <sup>2</sup> /人	

3. 類似自治体庁舎の延床面積

近年建設された類似自治体の庁舎の延床面積は以下のとおりである。

表3 類似自治体延床面積

	人口	建築年	構造	延床面積	職員数	職員1人当り 延床面積
国見町	1.0万人	H26.5	木質ハイリット3階	4,839 m <sup>2</sup>	108人	44.8 m <sup>2</sup> /人
四万十町	1.8万人	H26.3	鉄筋コンクリート・鉄骨・木造3階	5,261 m <sup>2</sup>	198人	26.6 m <sup>2</sup> /人
いの町	2.5万人	H27.3	鉄筋コンクリート4階	5,174 m <sup>2</sup>	178人	29.1 m <sup>2</sup> /人
城里町	2.0万人	H27.1	鉄筋コンクリート3階	5,113 m <sup>2</sup>	146人	35.0 m <sup>2</sup> /人
川島町	2.0万人	H27.12	鉄筋コンクリート4階	4,643 m <sup>2</sup>	139人	33.4 m <sup>2</sup> /人
さつま町	2.2万人	H26.3	鉄筋コンクリート3階	5,358 m <sup>2</sup>	227人	23.6 m <sup>2</sup> /人
			平均＝	5,065 m <sup>2</sup>	166人	32.1 m <sup>2</sup> /人

#### 4. 新庁舎の必要延床面積

2. の総務省及び国土交通省の算定基準により算定した面積に対し、1. 現庁舎延床面積は200 m<sup>2</sup>程度多いが、分庁舎をまとめることで、会議室、便所、洗面所等の集約がはかれることを考慮し、新庁舎延床面積は5,000 m<sup>2</sup>程度が望ましい。